

○文部科学省告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	所在地	区域	面積
波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観	長崎県東彼杵郡波佐見町	長崎県東彼杵郡波佐見町大字中尾郷、大字鬼木郷の全域、大字井石郷の一部 中尾川の全域、開田川、中ノ川内川、大鬼木川の各一部 備考　地域に関する実測図を長崎県文化財担当部局及び波佐見町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	三三三・二ヘクタール

○文部科学省告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄				下欄
名称	関係告示	所在地	地域	面積
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	平成十九年文部科学省告示第百十一号、平成二十八年文部科学省告示第三十八号及び平成三十年文部科学省告示第二百号	北海道沙流郡平取町	北海道沙流郡平取町本町、字小平、字川向、字二風谷、字荷負、字長知内、字貫別、字芽生及び字豊糠の各一部	三一〇七四・一ヘクタール